

保医発0630第3号
平成27年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成27年厚生労働省告示第310号をもって改正され、平成27年7月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
 (平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 1 Iの3の(75)のウの次に次のように加える。
- エ 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する急性期Stanford B型大動脈解離を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。
- オ 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）、大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定する。なお、ベアステントについては、複数個のベアステントによる治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の「摘要」欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。
- 2 Iの6の(3)の表中、133血管内手術用カテーテルの項の次に次のように加える。

機能区分	承認番号	新規収載日
146 大動脈用ステントグラフト (5) 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）	22600BZX00454000	平成27年7月1日
146 大動脈用ステントグラフト (6) 大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）	22600BZX00454000	平成27年7月1日
146 大動脈用ステントグラフト (7) 大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）	22600BZX00454000	平成27年7月1日

「特定保険医療材料の定義について」
(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの059(1)中「「下肢再建用人工材料」又は「人工肩関節上腕骨コンポーネント」を「「下肢再建用人工材料」、「人工肩関節上腕骨コンポーネント」又は「人工骨インプラント」に改める。
- 2 別表のⅡの059(2)中「人工膝関節用部品（1区分）」を「人工膝関節用部品（2区分）」に、「7区分」を「8区分」に改める。
- 3 別表のⅡの059の(3)の③を次のように改める。
 - ③ 人工膝関節用部品・人工関節用部品（Ⅰ）
次のいずれにも該当すること。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 人工膝関節置換術に際し、大腿骨側材料又は脛骨側材料の支持性を高めることを目的に使用する延長用ステム又はボルトであること。
 - ii 人工膝関節置換術に際し、大腿骨又は脛骨の骨欠損部を補綴することにより大腿骨側材料又は脛骨側材料の支持性を高めることを目的に使用するスペーサー、ブロック、ウェッジ、プレートであること。
 - イ ④に該当しないこと。
- 4 別表のⅡの059(3)中⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤を⑥とし、④を⑤とし、③の次に次のように加える。
 - ④ 人工膝関節用部品・人工関節用部品（Ⅱ）
次のいずれにも該当すること。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 人工膝関節置換術（再置換術を含む。）に際し、大腿骨又は脛骨に生じた、骨幹端から骨幹部に及ぶ骨欠損部を補修又は補填し、支持性を高めることを目的とした人工骨インプラントであること。
 - ii 人工膝関節置換術（再置換術を含む。）に際し、大腿骨又は脛骨の骨欠損部を補綴することにより大腿骨側材料又は脛骨側材料の支持性を高めることを目的に使用するブロックであること。
 - イ 骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタルによる加工等が施されているものであって、その趣旨が承認事項又は認証事項に明記されていること。
- 5 別表のⅡの123(3)②のア中「心房粗動」を「心房粗動又は心房細動」に改める。
- 6 別表のⅡの144(2)中「2区分」を「3区分」に、「5区分」を「6区分」に改める。
- 7 別表のⅡの144(3)の⑤を⑥とし、④の次に次のように加える。
 - ⑤ 4極用・MRI対応型
 - ア 接続する左室リードの電極が4極であること。
 - イ 本品を植え込んだ患者において、撮像可能条件に適合する場合に1.5テスラの装置によるMRI検査が可能となる構造・機能を有するものであること。

- 8 別表のⅡの146(1)②中「大動脈瘤」を「大動脈瘤又は大動脈解離」に、「ステントグラフト」を「もの」に改める。
- 9 別表のⅡの146(2)中「及び胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（1区分）」を「、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）（1区分）、大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）（1区分）、大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）（1区分）及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）（1区分）」に、「6区分」を「9区分」に改める。
- 10 別表のⅡの146(3)の⑥の次に次のように加える。
- ⑦ 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）
次のいずれにも該当すること。
ア 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。
イ 大動脈解離部に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
- ⑧ 大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）
次のいずれにも該当すること。
ア 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。
イ 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。
- ⑨ 大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）
次のいずれにも該当すること。
ア 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。
イ 大動脈解離部に留置するベアステント及びベアステントを挿入するための付属品を含んでいるものであること。